

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年7月及び同年8月は24万円、同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年7月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年6月28日まで  
② 平成15年8月から17年12月まで（賞与）

申立期間①については、給与支払明細書に記載されている報酬月額とねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が相違しており、申立期間②については、給与支払明細書は無いが、賞与をもらっていたはずであるのに同定期便には標準賞与額が記載されていない。申立期間①及び②について標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成17年8月分から同年12月分までの給与支払明細書、同年の源泉徴収票及び市から提出された同年の給与支払報告書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成

17年7月及び同年8月は24万円、同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成16年9月、17年1月から同年6月までの期間及び18年1月から同年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致しているほか、16年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する厚生年金保険料控除額よりも低額であることが確認できる。

申立期間②の標準賞与額については、申立人から提出された平成15年分から17年分の源泉徴収票及び市から提出された当該年の給与支払報告書に記載されている支払金額から算出した平均給与月額、申立人が提出した給与支払明細書の報酬月額とほぼ一致することから、賞与が支払われていたとは考え難い。

また、事業主及び当該事業所における当時の事務担当者に照会したところ、「賞与については支払っておらず、社会保険料も控除していなかった。」と供述している上、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚の一人も賞与はもらっていない旨の供述をしている。

このほか、申立期間①のうち、平成16年9月から17年6月までの期間、18年1月から同年5月までの期間及び申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1116

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年3月16日、資格喪失日に係る記録を同年3月29日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成8年3月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月16日から同年3月29日まで  
② 平成8年3月26日から同年4月1日まで

申立期間①について、短期間ではあったがA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

また、申立期間②について、B社に3か月間勤務し、給与から3か月分の厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入記録では1か月の空白期間がある。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の社員勤務管理表、平成7年4月分の給与支給明細書及び7年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与

支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された平成8年4月分の給与支給明細書及び8年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人がB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が平成8年4月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1117

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年7月及び同年8月は18万円、同年9月から14年7月までの期間は20万円、15年5月から同年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月1日から14年8月1日まで  
② 平成15年4月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額及び保険料納付額の記録が給与明細書と異なっているため、申立期間における標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年7月及び同年8月は18万円、同年9月から14年7月までの期間は20万円、15年5

月から同年8月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年4月の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳から認められる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 三重厚生年金 事案 1118

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日  
申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。  
申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額(75万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に提出したとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和19年10月17日、資格喪失日に係る記録を20年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月17日から20年1月4日まで

昭和19年9月下旬に私が乗船していたB丸が、C国で敵国の空爆を受け沈没したため、收容所に居たところ、軍の命令でD国に向かうことになり、申立期間は友人と二人でE丸に乗船していたはずである。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が所持する船員手帳によると、E丸に係る雇入年月日は昭和19年10月10日、雇止年月日は20年1月5日と記載されていることから、申立人が申立期間に同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、申立人が、E丸と一緒に乗船したと供述している同僚に照会したところ、「E丸には軍の命令で、信号員として申立人と二人でC国から乗船し、D国で下船した。」と供述している上、オンライン記録及び船員保険被保険者台帳によると、当該同僚は昭和19年10月17日から20年1月4日までの期間に船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人及び当該同僚が供述している当時のE丸の従業員数と船員保険被保険者名簿の船員保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同船舶においては、ほぼすべての従業員が船員保険に加入していたと考えられる。

加えて、E丸を所有していたF社の後継会社であるG社に照会したところ、「当時の船舶は、国の機関であるA会が管理しており、保険についても同会が管理していた。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が1万2,000円であることから、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年10月から同年12月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を平成元年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から同年6月6日まで  
② 平成元年6月6日から同年10月1日まで

平成元年4月1日より現在に至るまで、B社に継続して勤務している。平成元年4月分の給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間②については標準報酬月額を保険料控除額に見合う金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された給与台帳により、申立人が申立期間①にA社で継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及び給与台帳に

において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された給与台帳から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 1121

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 11 日から 36 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 35 年 11 月 11 日から A 社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、臨時雇用員及び試用員として A 社に勤務していたと申し立てており、申立人がその後、昭和 36 年 7 月 1 日から B 共済組合に加入した経過から考えると、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について C 団体に照会したところ、「A 社が臨時雇用員や試用員に対し、厚生年金保険等への加入を勧めるようになったのは、昭和 38 年 9 月 7 日付の内部規程による、昭和 38 年 10 月 1 日施行以降のことであり、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての届出をする前の期間のため、給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」との回答があった。

また、申立人が記憶している同僚についても、A 社における厚生年金保険の加入記録は無い上、昭和 35 年 11 月 1 日から正規職員となった 36 年 9 月 1 日まで日雇労働者健康保険被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1122

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで  
申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額と、実際に受けていた報酬額に差が有るので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間の一部に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年7月1日まで  
私は、昭和22年1月21日にA社（現在は、B社）に入社したが、同年3月分の給料から保険料が控除されているのではないかと同僚から聞いた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C健康保険組合の資格取得日及びD企業年金基金におけるみなし加算開始日が昭和22年1月21日と確認できることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和22年7月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したところ、入社日は2月、3月、4月など一定ではなく、同僚の一人は、「一緒に入社した者が会議室に集まり、会社から厚生年金保険の説明を受け、同年7月に一斉に加入した。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における被保険者資格の取得状況を調査したところ、昭和22年4月に資格取得した2人以外は同年7月に119人（申立人を含む。）が一斉に資格取得していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日は昭和22年7月1日と記載されており、これは、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。